

徳田家文書『廻文留』を読む (三)

講師 田中健二

表記に際して

- ・行替は「」で示した。また平出はそのまま、闕字は一字アキで示した。
- ・本文に適宜、句読点、並列点を施し、理解の便を図った。
- ・字体はそのままにしたが、異体字については常用漢字に改めたものもある。
- ・変体仮名はそのままとし、読みをルビで示した。
- ・合字の方(より)はそのままとした。
- ・難読文字については、読みをルビで示した。
- ・田中による注記は()で示した。

「三 廻文留」(抄)元治元年(一八六四)

御家中組外之面々」

列壺人」

今般、御趣意、被為在、海岸之所々江^え炮臺御築立被^{ツキタテ} 仰出候所、」 不容易義二付、急ニ成功^{セイコウモ}茂難出来、然ル所、當勢片時も御捨置難被遊与^{ヘンシ}深ク御心劳被^{ヲキ} 思召候。依之、不取敢^{カリタイバ}仮臺場」御城下内ニ而者、北濱及舩藏内江^え御築建相成候所、火急之」義ニ而、明俵御間ニ合兼候間、所持之面々者、両所江^え郷普請方」出張罷在間、明十三日・十四日両日之内、模寄次第家来等江^え為」持指越可申候。」

但右之趣、組支配江^えも可被申聞候。以上。」

六月十二日」

別紙之通、左様御心得可在候。以上。」

六月十三日

大塚又四郎」

徳田達蔵様」

○但此元、名当斗^{ぽか}リニ而到来、本紙此之内へ綴込在之。」

(松平讃岐守)

御名」

トン

長人数、伏見并山崎邊、其外所々江^え屯集、追々入京不容易」挙動ニ

可及哉二付、急速^{キウソク}人数引連、為警衛」

アツマルク

アグル ハタラク

上京候様、可被致候。此段御所向御沙汰二付、國許江^え可申達候。」

別紙之通、京都御所司代ヲ以、被 仰出候ニ付、急々御軍備」御 整^{ト、ノヒ}御上
京被遊候。尚右形勢ニ而者、此上何地ニ而、如何様異」変相^{ヘン}發^{ヲコリ}候茂難斗候^{ハカリ}。
ニ付、諸番手御手充之面々者勿論、其」余役ニ而も軍備之覚語第一之事ニ候。
依之諸役御用向取扱」之義も軍事を先ニして、余事ハ次江斗候様、被 仰出
候。」

但右之趣、同列・同役江申通、組支配江可申通候。」

七月朔日」

副啓^{フクケイ}

一今日方 御乗船迄御用候日ニ相立候由、」

一御留守中者、是迄之通之事、」

一御上京御留守中者、是迄之通、御城ニ而、諸役所相立候由、」
一來ル八日御乗船可被遊旨、被 仰出候由、」

(大番組与頭)

右之条々指添御順達致候様、瀧小八郎申聞候。」

(松平讃岐守)

御名」

此程、不容易形勢ニ付、人数引連、為御警衛出京候様、」相達候所、大坂表之
義、長舁人多人数罷越候与之趣候間、人数引連」大坂表江罷越、同所御警衛一
際^{キハ}嚴重相心得候様、」讃岐守國許江急速可申遣候。」

七月四日」

別紙式通之趣、左様御心得可在候。以上。」

近藤正大夫」

七月五日」

夫々名当」

(松平頼聰、以下同じ)
殿様、來ル八日」

御乗船被遊候筈ニ在之候間、手前〱火之元入念、下々に至迄」重頭^{カザツ}ケ間敷義、
無之様諸事入念可申付候。」

七月七日

右之通、觸在之候。

別紙之趣、左様御心得可在候。以上。」

七月八日

近藤正大夫」

夫々名当」

御家中組外之面々」

列壺人」

此度」

御出馬被為遊候御義者、何連も存知之通、不容易御用柄ニ付、」為御安全、別紙於寺社御祈禱をも被」

仰出程之義ニ付、相慎罷在候義者、銘々心得も可在之事ニ者」候得共、自然末々之者共心得違之義無之様、家来く江茂、」可申聞置旨、年寄中御申ニ候。」但右之趣、同役・同列江も申通、組支配へも」可申渡候。」

七月十日

白鳥 金毘羅 白峯 石清尾」

(田村神社)(中野天満宮) (大護寺)

一ノ宮 天神 大元帥」

(克軍寺)

右之外ニ蓮門院 郷中 十ヶ寺」

別紙之趣、左様御心得可在候。以上。」

七月十一日

近藤正大夫」

夫々名当」

(松平讃岐守)

御名」

エンヘイ

(上町) (伊勢津藩主高猷(天満)

此程、相達置候非常之節、諸手援兵御免。長柄辺方」藤堂和泉守屋敷迄水陸共

カセイノグンゼイ

御警衛向被相心得候。」右者長藩亡命徒、取押方御所置之科可在之候ニ付、只今

方」非常之心得を以、右場所江早々人数指出置、其期ニ到り候ハ、」討取方

フンレイ

奮励可被致候事。」

フルイハゲム

長藩亡命徒、昨十八日夜、弥京地へ乱入致候ニ付而者、水陸共」御警衛向厚相

心得、脱走人等見掛次第討取可申事。

脱

(大坂)

(信古)

(大坂詰勘定奉行並)

て

去ル十九日、御城代松平伊豆守殿方久保田文助御呼出ニ而」別紙之通、御達在

て

はかり

て

之候。依而、迅束出起之程も難斗候間、」兼而之覚悟仕可罷在候。」

去ル十八日、京地大火之様子、其上不容易及形勢候様子ニ付、」此度八番組御手

(天老大久保頼暉)

充御人数出坂致候ニ付、飛騨殿始御家中一統、」殿様伺 御機嫌之義、備頭吉原

彦之丞江申含候間、」此段、同役・同列江も申通、組支配江も可申通候。」

但右ニ付、為伺 御機嫌、御家中組外之」面々者、御用番宅江罷出、支配在之面々者、頭宅へ」罷出候様可被申通候。」

別紙式通之趣、左様御心得可在候。以上。」

七月廿三日

近藤正大夫

夫々名当」

去ル十八日夜、京地洛外竹田街道辺方長刃人騒立候由之所、同十九日
アカツキコロ 暁頃、」

天竜寺辺ニ屯集罷在候人数」

トシシウ
アツマル

御所辺江押出、不容易及 挙動、諸家方ニも人数出張ニ付、即刻」

キヨトウ
アグルハタラキ

殿様」

(松平頼寛
よりあき)

御所内為御守衛御人数御召連、御出馬被遊、并大膳殿ニも同断」之所、御守衛
中追々長刃人引取候由、右ニ付、」

殿様御義、御別条不被為在、且大膳殿始御供之御人数一統末々ニ」到达別条無
之候。」

去ル十八日夜、京地洛外竹田街道辺方長刃人騒立候ニ付、」

殿様」

御所内為御守衛、御人数御召連、御出馬被遊候段、御到来ニ付、」

(天久保頼暉)

飛驒殿始御家中一統、」

え

(若殿様付小姓)

て

殿様江為伺 御機嫌、浅田平三郎中、早追ニ而今日京都へ」被遣候。」

但右ニ付、為伺 御機嫌、御家中組外之面々者、」御用番宅へ罷出、支

配在之面々者、其頭宅江罷出可申候。」

右之通、横目中方申聞候。」

別紙之趣、左様御心得可在候。以上。」

七月廿四日

近藤正大夫

徳田達藏様」

宮武才兵衛様」

上田沢右衛門様」

」

(松平讃岐守)

御名」

てキンジ

バイシン (元僦)

タンクワン タク

シツキヨ

松平大膳大夫義、兼而禁入京候所、陪臣福原越後ヲ以、嘆願ニ」詫シ、其实強

ソフ (親相)

(親施)

カンダイ ジンジヨフ

訴、國司信濃・益田右衛門介等追々指出候所、以寛」大仁恕、難扱之。更無キ

悔悟之意、言ヲ左右ニ寄せ、不容易意趣ヲ」含ミ、既ニ自分兵端ヲ開、

タイシ

對」

キンケツ ハツホウ

シカノミナラス

コクイン

サツク

禁闕、發炮候条、其罪不輕。加之父子黒印之軍令條授國司信濃由」

マツタクグンボウゲンゼン

かたがた

スミヤカ

ツイトウ

全軍謀顕然候。旁防長ニ押寄、速ニ追討可在之候事。」

右之通、從」

カタメ

御所被仰出候ニ付、大坂表御固被仰付候間、只今方人数指出、軍備嚴重相立、」

大膳大夫以下罷登候者有之候ハヽ、速ニ誅伐可致候。」

○『幕末御触書集成』(岩波書店)第六卷五七六三号によれば、朝廷より毛利慶親追討

の命が出されたのは七月二三日、老中首座水野和泉守忠精より大目付へ触書が渡されたのは七月中である。

(松平讃岐守)

御名」

カタメ

デンハウ

キズ 木津川(大阪市浪速区)筋御固御免、傳法川(大阪市此花区)口辺海岸方川筋、

スイリク ケイエイ ケンシユウ

水陸共御警衛」嚴重ニ可被相心得候事。」

(京都)

(松平定敬)

(京都大坂留守居役)

て

去ル廿四日、所司代松越中守様方北原直左衛門御呼出ニ而、別紙之通、」

被仰蒙せ候ニ付、同廿五日」

殿様御義、御人数御召連、京都本國寺御陣所御發駕、同日、」益御機嫌克

(中之島)

大坂御屋敷へ」

御着坐被遊。同日、」

(信古)

(久保田)

て

御城代松平伊豆守殿方久保文助御呼出ニ而、木津川筋御固」御免、傳法川口辺御警衛之義、別紙之通、御達可在之候。」

七月」

(西町奉行)

(信敏)

(久保田)

て

去ル二日、大坂御町奉行松平大隅守殿方久保文助御呼出ニ而、」兵庫表御持場御

固^{カタメ}被成 御免候段、御達在之候。依之同所」在番之御人数追々御引揚ニ相成候筈ニ候。此段為心得相達候。」

八月六日」

(所司代定敬さだあき)

先月晦日、松平越中守様方北原直左衛門御呼出ニ而、別紙之通、」御達在之候。」
去ル十九日、

ミタル、

禁闕之下、不容易擾乱之處、各藩兵士等出張、粉骨^{ブンコソソツ}摔^{シン}身、抛^{バウ}一命ヲ、

遂防戦、速ニ及鎮静之条、忠勤^{チウキンエイシヨウ}叡賞不斜候。」殊^{コト}ニ其後数日終夜

御守衛相動、殘熟之砌、別而苦勞^{サシユク}」

思召候旨、」
御沙汰之事、」

御所被 仰出候。」

八月十日」

(趣)

別紙之趣、左様御心得可在之候。以上。」

八月

大塚又四郎」

徳田達蔵様」

宮武才兵衛様」

上田沢右衛門様」

」

今度、防長御征伐^{バウ セイハツ}」

御發向ニ付、本藩兵器本図表御書院江掛置^{エイキホンツ}拝見、被」仰付候間、明廿九日方十日之間、朝四ツ時方七ツ時迄之内、登」
城拝見可仕候。」

八月廿八日」

右之通、横目中^{ハツコフ}方觸在之候。」

此度、御家中之面々、大手三ヶ所之御門為御固、増御番被仰付候ニ付、」暮六ツ時限^{カギリ}ニ御門^{カギリ}ベ置候筈ニ有之候間、右同刻方挑灯とぼし往来可致候。」

但御門外ニ仮番所出来候筈ニ候間、姓名相届通行」致候様、可被致候。」

右之通、年寄中、被仰付候間、被得其意候。」

八月三日

横目中」

別紙之通、左様御心得可有候。以上。」

八月六日

大塚又四郎」

夫々名当」

此度、三ノ御門、嚴重ニ御_{ベリ}方被 仰付、暮六ツ時_ヱ切置候」筈ニ候間、右同刻方通行相成不申候。右之通、年寄中」被仰候間、被得其意候。以上。」

八月十二日」

大坂表御固」

御免_{ユルシ}、兵庫表御固被仰候处、最早御参府御時節」ニ付、直ニ御参府可被遊候

之处、長_{イヘン}易人異変以来、尚又」不容易義ニ付、一先御引取、弥武備嚴重御手配

(山城淀藩主・老中正邦) (信古)

之上、早々」御参府被遊度趣、稲葉美濃守・松平伊豆守へ」御届御落手ニ相成候間、昨十五日、同所御出帆可被遊旨、被」仰出候。此段、為御心得相達候。」

八月十六日」

(慶親)

松平大膳太夫追討被」

仰付候ニ付、」

殿様御義、海路四國方式番手」

被為蒙」

仰、徳山表ヲ攻_{ヲトシ}陷、夫方山口表江馳_え向ひ、」

クツシ

(毛利慶親)

チュリク

(宇和島藩主宗城)

大膳太夫父子誅戮可致旨、被仰出。伊達遠江守同様被」仰出候間、被仰合、松(今治藩主定法)は

え

平_え老岐守殿二者、此御方様始江御援兵」被仰付候間、被仰談、當月中ニ御出陣

御心得ニ而_て、」

御出張日限之義、」

(徳川慶勝)

え

尾張前大納言様江可被成御伺旨、為蒙仰候。」

但右之趣、同役・同列へ可申通候。」

別紙之通、左様御心得可有候。以上。」

八月廿四日

大塚又四郎」

夫々名当」

○『幕末御触書集成』第六卷五七六九号によれば、老中牧野備前守忠恭_{ゆき}より長州征討の総督徳川慶勝宛てに征討軍の編制と攻め口を伝えた触書が出されたのは八月二三日のことである。